

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
発行人 佐川正孝
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

APRIL 2023
VOL.657

4



春爛漫(つくばみらい市福岡堤)

写真提供者：水戸市 萩谷 廣和 氏

●2023 4月号 CONTENTS●

茨城労働局人事異動	2	受験準備講習会の開催について	13
令和5年度茨城労働局行政運営方針	6	KYTトレーナー研修会のご案内	13
同一労働同一賃金への対応について	8	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ	14
職長教育等の対象業種が拡大されます!	10	県内の労働災害発生状況速報	15
NO!就活セクシュアルハラスメント	11	令和5年死亡災害発生状況	15
ご存じですか?「委託状況届」	12	講習会のご案内	16

茨城労働局人事異動

(労働基準行政) 令和5年4月1日付け

新官職名	氏名	旧官職
労働局長	澤口浩司	厚生労働省職業安定局総務課 首席職業指導官

総務部

○総務課

総務企画官	海老澤知子	日立公共職業安定所 所長
会計第三係主任	渡邊博彦	水戸公共職業安定所庶務課 庶務係長
(総務係) 厚生労働事務官	額賀正和	総務部総務課会計第三係 厚生労働事務官
(総務係) 厚生労働事務官	大和田歩未	常陸大宮公共職業安定所職業紹介部門 厚生労働事務官
(総務係) 厚生労働事務官	初沢惇介	職業安定部職業安定課 厚生労働事務官
(人事係) 労働基準監督官	齋藤海斗	栃木労働局 日光労働基準監督署監督・安衛課 労働基準監督官
(会計第一係) 厚生労働事務官	赤沼琉斗	新 規 採 用
(会計第二係) 厚生労働事務官	小沼弘樹	総務部総務課総務係 厚生労働事務官
(会計第二係) 厚生労働事務官	井坂健人	水戸労働基準監督署労災第一課 厚生労働事務官

○労働保険徴収室

室長補佐(業務)	木嶋亨	水戸労働基準監督署 労災第一課長
室長補佐(管理)	根本桂子	常陸大宮公共職業安定所 管理課長
徴収係長	立木定親	労働基準部労災補償課 費用徴収専門官
事務組合係長	天野孝	常陸鹿嶋公共職業安定所管理課 給付係長
適用主任	飯田純平	新 規 採 用
(適用係) 厚生労働事務官	橋本佳子	職業安定部職業対策課 厚生労働事務官
(適用係) 厚生労働事務官	大戸悠菜	総務部総務課会計第二係 厚生労働事務官
(適用係) 厚生労働事務官	高橋舞華	古河労働基準監督署監督・安衛課 厚生労働事務官
(事務組合係) 厚生労働事務官	今莊義基	埼玉労働局 熊谷公共職業安定所雇用保険課 厚生労働事務官

雇用環境・均等室

室長	山口京子	総務部総務課 総務企画官
助成金係長	高野優子	常陸鹿嶋公共職業安定所求人・学卒部門 上席職業指導官
指導主任	長谷川里奈	労働基準部労災補償課調整係 労働基準監督官
(指導係) 厚生労働事務官	花井祐太	新 規 採 用

労働基準部

○監督課

課長	尾畑宏忠	労働基準部健康安全課課長
地方労働基準監察監督官	岡本新吾	外国人技能実習機構指導課長
監督係長	川路和彦	総務部総務課人事第二係長

○健康安全課

課長	土田容子	厚生労働省労働基準局監督課 中央過重労働特別監督管理官
主任地方産業安全専門官	立原昇	労働基準部健康安全課 課長補佐
(安全係) 労働基準監督官	更科裕介	筑西労働基準監督署安全衛生課 労働基準監督官

○賃金室

室長	川野義光	労働基準部労災補償課 労働者災害補償保険審査官
地方賃金指導官	平戸直美	労働基準部賃金室 賃金係長

○労災補償課

課長	荻野辰昭	労働基準部賃金室 室長
労災管理調整官	笠原博昭	水戸労働基準監督署 副署長(労災)
労働者災害補償保険審査官	木村忠和	総務部労働保険徴収室 室長補佐(業務)
地方労災補償監察官	鈴木洋昭	土浦労働基準監督署 労災課長
労災医療監察官	猪狩智行	日立労働基準監督署 労災課長
労災保険給付調査官	小林小太郎	労働基準部健康安全課 地方労働衛生専門官
労災保険給付調査官	高畠未来	常総労働基準監督署 労災課長
費用徴収専門官	山脇みどり	雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官
(医療係) 厚生労働事務官	岡崎凜玖	総務部総務課会計第三係 厚生労働事務官
(調整係) 厚生労働事務官	中井樹新	規 採 用

水戸労働基準監督署

署長	関英之	雇用環境・均等室 室長
副署長(管理)	高橋晴夫	労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官
副署長(労災)	片根博昭	労働基準部労災補償課 地方労災補償監察官
第一方面主任監督官	土田幸彦	水戸労働基準監督署 第四方面主任監督官
第二方面主任監督官	武石直人	土浦労働基準監督署 第二方面主任監督官
第三方面主任監督官	岡崎圭	京都労働局 福知山労働基準監督署 監督・安衛課長
第四方面主任監督官	板垣勝之	鹿嶋労働基準監督署 監督課長
業務課長	河野葉子	日立労働基準監督署 業務課長
労災第一課長	増子理	総務部労働保険徴収室 労働保険適用指導官
安全衛生課 地方産業安全専門官	木口竜馬	鹿嶋労働基準監督署安全衛生課 地方労働衛生専門官
労災第一課 補償係長	宇賀神隆哉	雇用環境・均等室 指導第二係長

第一方面 労働基準監督官	尾 上 亮 太	新 規 採 用
第一方面 労働基準監督官	下 地 香 菜 子	新 規 採 用
安全衛生課 労働基準監督官	一 幡 祐 己	大阪労働局 西野田労働基準監督署第二方面 労働基準監督官
労災第一課 労働基準監督官	阿 部 真 巳	水戸労働基準監督署安全衛生課 労働基準監督官

日 立 労 働 基 準 監 督 署

副 署 長	奥 山 裕 介	水戸労働基準監督署 第一方面主任監督官
第一方面主任監督官	山 川 潤	日立労働基準監督署 第三方面主任監督官
第二方面主任監督官	前 田 明 彦	北海道労働局 釧路労働基準監督署 第三方面主任監督官
第三方面主任監督官	篠 原 由 一	埼玉労働局 川越労働基準監督署 第四方面主任監督官
労 災 課 長	竹 内 直 人	労働基準部 労災補償課 地方社会復帰指導官
業 務 課 業 務 係 長	益 子 良 介	総務部 労働保険徴収室 徴収係長
労災課 労働基準監督官	佐 藤 瑞 己	福島労働局 いわき労働基準監督署第三方面 労働基準監督官

土 浦 労 働 基 準 監 督 署

副 署 長	中 華 伸 吾	日立労働基準監督署 副署長
第二方面主任監督官	澤 頭 佑 哉	厚生労働省政策統括官付 情報化担当参事官室 厚生労働事務官
第三方面主任監督官	佐 藤 麻 美	労働基準部 監督課 監督係長
業 務 課 長	神 林 啓 之	労働基準部 労災補償課 費用徴収専門官
労 災 課 長	佐々木 毅	鹿嶋労働基準監督署 労災課長
労災課 労災保険給付調査官	青 木 英 雄	水戸労働基準監督署 業務課 業務係長
第一方面 労働基準監督官	石 川 乃 樹	新 規 採 用
安全衛生課 労働基準監督官	平 野 龍 成	福井労働局 武生労働基準監督署監督課 労働基準監督官
労災課 厚生労働事務官	松 村 太 陽	新 規 採 用

筑 西 労 働 基 準 監 督 署

労 災 課 長	山 口 典 子	水戸労働基準監督署 労災第一課 労災保険給付調査官
監督課 労働基準監督官	木 村 文 岳	新 規 採 用
安全衛生課 労働基準監督官	遠 藤 寛 子	龍ヶ崎労働基準監督署安全衛生課 労働基準監督官
労災課 労働基準監督官	金 木 真 由 子	龍ヶ崎労働基準監督署 労災課 労働基準監督官

古 河 労 働 基 準 監 督 署

署 長	矢 島 進 介	水戸労働基準監督署 副署長(管理)
監督・安衛課 庶務係長	荒 川 裕 美	新 規 採 用

常 総 労 働 基 準 監 督 署

監 督 ・ 安 衛 課 長	佐 藤 弘 樹	厚生労働省労働基準局賃金課 厚生労働事務官
労 災 課 長	益 子 孝 子	土浦労働基準監督署 業務課長
監督・安衛課(監督係) 労働基準監督官	松 岡 光 美	広島労働局 呉労働基準監督署第一方面 労働基準監督官

労災課 労働基準監督官 西 幸 子 静岡労働局 三島労働基準監督署第一方面 労働基準監督官

龍ヶ崎労働基準監督署

労災課 補償係長 市 村 知 子 土浦労働基準監督署労災課 補償係長
安全衛生課 労働基準監督官 湯 沢 貴 文 筑西労働基準監督署労災課 労働基準監督官
労災課 労働基準監督官 江 幡 翔 平 北海道労働局 旭川労働基準監督署第二方面 労働基準監督官

鹿嶋労働基準監督署

監督課 長 菊 池 真 司 水戸労働基準監督署 第三方面主任監督官
労災課 長 高 島 達 也 筑西労働基準監督署 労災課長
監督課 労働基準監督官 石 田 匠 一 龍ヶ崎労働基準監督署労災課 労働基準監督官
安全衛生課 労働基準監督官 近 澤 拓 実 土浦労働基準監督署労災課 労働基準監督官
労災課 厚生労働事務官 石 井 幹 大 労働基準部労災補償課医療係 厚生労働事務官

他局等への転出・出向

埼玉労働局 労働基準部監督課長 宮 地 延 幸 労働基準部 監督課長
神奈川労働局 労働基準部労災補償課長 大 内 理 沙 労働基準部 労災補償課長
愛媛労働局 総務部労働保険徴収室 適用第二係長 今 泉 友 花 水戸労働基準監督署 第二方面主任監督官
福岡労働局 福岡中央労働基準監督署第二方面 鳥 越 樹 水戸労働基準監督署第一方面 労働基準監督官
東京労働局 新宿労働基準監督署方面 西 村 侑 花 水戸労働基準監督署第一方面 労働基準監督官
大阪労働局 大阪中央労働基準監督署安全衛生課 荒 堀 史 歩 水戸労働基準監督署安全衛生課 労働基準監督官
愛媛労働局 八幡浜労働基準監督署労災課長 井 出 祥 史 日立労働基準監督署 第二方面主任監督官
厚生労働省 大臣官房国際課国際労働協力室 開発協力第二係 齋 藤 あ さ ひ 日立労働基準監督署労災課 労働基準監督官
外国人技能実習機構 指導課長 榎 津 清 土浦労働基準監督署 副署長
東京労働局 三田労働基準監督署第五方面主任監督官 菊 池 由 紀 恵 土浦労働基準監督署 第三方面主任監督官
大阪労働局 堺労働基準監督署安全衛生課 荒 堀 光 希 土浦労働基準監督署安全衛生課 労働基準監督官
石川労働局 金沢労働基準監督署第三方面 熊 田 香 土浦労働基準監督署労災課 労働基準監督官
岩手労働局 大船渡労働基準監督署監督・安衛課 小 川 恭 平 筑西労働基準監督署監督課 労働基準監督官
厚生労働省 労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室機構調整第一係長 喜 多 村 優 常総労働基準監督署 監督・安衛課長
大阪労働局 淀川労働基準監督署方面 小 石 原 光 希 常総労働基準監督署監督・安衛課 労働基準監督官
東京労働局 労働基準部労災補償課 吹 野 蛍 常総労働基準監督署労災課 労働基準監督官
北海道労働局 帯広労働基準監督署監督課 實 初 佑 哉 鹿嶋労働基準監督署監督課 労働基準監督官
群馬労働局 労働基準部貸金室 大 倉 彰 太 鹿嶋労働基準監督署労災課 労働基準監督官

退職者(令和5年3月31日付け)

厚生労働省大臣官房付 同日付定年退職 下 角 圭 司 労働局 長
定 年 石 川 和 司 労働基準部労災補償課 労災管理調整官
定 年 小 室 順 水戸労働基準監督署長
辞 職 山 口 俊 宏 古河労働基準監督署長

令和5年度 茨城労働局行政運営方針

令和5年度において、茨城労働局では、各行政施策課題に対して、以下のとおり取り組むこととしています。

なお、第1章では重点施策の各事項における取り組みについて記載し、第2章では主要施策の取り組みについて事項名のみ記載しています。

第1章 令和5年度の重点施策

■働き方改革の推進と多様な働き方の実現等

1. 賃金の引上げに向けた支援の推進等

- (1)労働基準監督署(以下「監督署」という。)による定期監督等において、事業場の業種、職種等に合わせた賃金額がわかる資料の提供や賃金引上げに関する企業の好取組事例などを掲載した特設ページを周知し、賃金引上げに向けた検討の働きかけを行うとともに、賃金引上げの支援策等を紹介するなど、事業主が賃金引上げに向けた情報を得られるよう支援を行います。
- (2)同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、雇用環境・均等室や需給調整事業室が監督署と連携して、報告徴収等を行うなどパート・有期雇用労働法等に基づく指導の実効性を強化します。
- (3)有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業主に対するキャリアアップ助成金の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し事業場内で最も低い賃金の引上げのための業務改善助成金の活用など、待遇改善の支援等を行います。また、茨城労働局助成金事務センターにおける事務処理の一元化により迅速かつ適正な支給処理に努めます。
- (4)働き方改革推進支援センターでは、ワンストップ相談窓口を設置し、オンラインセミナーや電話・訪問による個別支援など、生産性向上や非正規雇用労働者の待遇改善等に取り組む事業者に対して、助成金の活用等を含めたきめ細かな支援を行います。
- (5)労働移動の円滑化を図るためには、賃金上昇が重要であることから、賃金上昇に伴う上乗せ助成等の対象となる①労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)、②中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)、③特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)について、多くの事業所に活用いただくために、

事業所と接触するあらゆる機会を通じて周知に努めます。

2. 人材の育成・活性化の推進

- (1)茨城県との共催による茨城県地域職業能力開発促進協議会において、①地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定、②訓練修了者や訓練修了者を採用した企業等のヒアリングによる訓練効果・検証を行い、地域ニーズに対応した訓練コースの設定等を促進します。特に、令和5年度においては、個別の訓練コースについて、訓練効果の把握・検証を新たに実施します。
- (2)企業のデジタル化の進展により需要が高まるデジタル分野、人手不足である介護・福祉分野について、それに対応した人材を育成するため、それらの分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、受講につなげ、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細やかな個別・伴走型支援により、訓練効果が裏付けされた再就職の実現を図ります。
- (3)キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等を支援するため、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングや訓練情報等の提供を行う「キャリア形成・学び直し支援センター」の利用勧奨に取り組みます。
- (4)産官学からなる茨城県設置の茨城県リスキリング推進協議会と連携して、本県産業で求められるスキルの習得の推進に取り組みます。
- (5)「人への投資」を促進するために、人材開発支援助成金の特に令和4年度に新設した6コースの助成金について、より多くの事業所での活用促進に取り組みます。
- (6)雇用保険を受給できない方や非正規雇用労働者等を支援するため、一定の要件を満たせば月10万円の給付金が支給される求職者支援制度の積極的な周知・広報を行い、安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップに必要な技能及び知識を習得するための取り組みを行います。

第2章 令和5年度の主要施策

■安全で健康に働くことができる環境づくり

1. 長時間労働の抑制に向けた監督指導等

- (1)長時間労働の抑制に向けた監督指導等
- (2)労働条件の確保・改善対策
- (3)時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業種への支援

2. 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備(第14次防の策定・実施)

- (1)事業者の自発的に安全衛生に取り組むための周知啓発等
- (2)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3)高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (4)個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (5)業種別の労働災害防止対策の推進
- (6)労働者の健康確保対策の推進
- (7)新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

3. 最低賃金制度の適切な運営

- (1)最低賃金審議会の円滑な運営
- (2)最低賃金額等の周知・広報の徹底
- (3)最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備等

4. 職場における感染防止対策等の推進

- (1)職場における感染防止対策
- (2)迅速かつ公正な労災保険の給付

■安心して挑戦できる労働市場の創造

1. 人手不足分野等への円滑な労働移動の推進

- (1)賃金上昇を伴う労働移動の推進
- (2)人材確保対策コーナーでの支援
- (3)「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進及び雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉への就職支援

2. 継続的なキャリアサポート・就職支援の推進

- (1)職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援
- (2)就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援
- (3)就職氷河期世代の活躍促進

3. 障害者の就労促進

- (1)雇用率達成指導の徹底及び中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化
- (2)精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化
- (3)公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進
- (4)改正障害者雇用促進法の円滑な施行

4. 多様な人材の活躍促進

- ・ マザーズコーナーによる子育てをしながら就職を希望する方に対する支援
- ・ 新規学卒者等への就職支援

- ・ 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援
- ・ 地方公共団体と連携した生活困窮者等に対する就労支援
- ・ フリーター等への就職支援
- ・ 高齢者の雇用確保・就業促進機会確保対策の推進
- ・ 外国人雇用対策の推進
- ・ 各種助成金関係施策の推進
- ・ 雇用のセーフティネットとしての雇用保険制度の確実な遂行
- ・ 改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

■誰もが働きやすい労働環境の整備

1. 女性活躍・男性の育児休業等の促進

- (1)女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保
- (2)男女とも育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援
- (3)仕事と家庭の両立支援に取り組む事業者等への支援

2. 総合的なハラスメント対策の推進

- (1)職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保
- (2)各種労働相談に対する的確な対応と早期の紛争解決援助
- (3)労働法制の普及促進

3. 中小企業・小規模事業者への働き方改革支援

- (1)雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- (2)長時間労働につながる取引環境の見直し
- (3)オール茨城での働き方改革支援

4. 柔軟な働き方がしやすい労働環境の整備

- (1)良質なテレワークの導入・定着促進
- (2)年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

問い合わせ先

茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-8511

水戸市宮町1-8-31

電話：029-277-8294

FAX：029-224-6265

同一労働同一賃金への対応について

～正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されています！～

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)**、パートタイム・有期雇用労働指針が**企業規模に関わらず令和3年4月1日より全面施行**されています。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わりました。

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることは禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法律に整備されました。

均衡待遇規定<法第8条> (不合理な待遇差の禁止)

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定<法第9条> (差別的取扱いの禁止)

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

- ①**均衡待遇規定**について、個々の待遇^{※3}ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条> ※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など
- ②**均等待遇規定**について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>
- ③待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン(指針)**を策定。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○ + 労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	② × → ○ + 労使協定
ガイドライン(指針)	× → ○	× → ○	③ × → ○

お役立ち情報～個別支援(無料)～



ぜひ、ご活用ください!

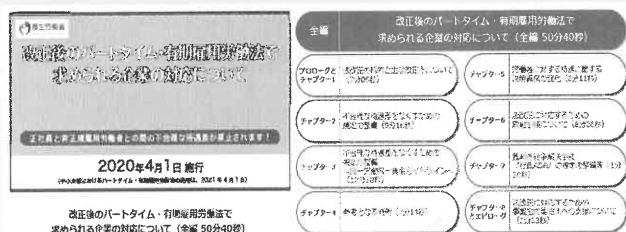
同一労働同一賃金のための社内の仕組みや規定の整備等お困りではありませんか?

電話相談のほか、専門家派遣による個別の支援も受けられます。

【問い合わせ先】茨城働き方改革推進支援センター
☎0120-971-728(平日9:00~17:00)

お役立ち情報～解説動画～

多様な働き方の実現応援サイト(<https://part.tanjikan.mhlw.go.jp/>)では、パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について、解説動画や職務評価分析、セミナーのご案内等パートタイム・有期雇用労働に関する様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。



「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書	
基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

- ※同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
- 特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
- 精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

- ※同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当・住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



〈企業の安全衛生教育担当の皆様へ〉

職長教育等の対象業種が拡大されます!

(令和5年4月1日から施行(一部令和6年4月1日から施行))

茨城労働局労働基準部健康安全課

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第51号。)及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第25号。)が、令和4年2月24日に公布され、令和5年4月1日から施行(一部令和6年4月1日から施行)されることになりました。

この改正の趣旨としましては、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(令和3年7月19日公表)を踏まえて、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。)及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)の見直しをしたものです。

今回の改正により、近年の化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の作業における労働災害を防止するため、令和5年4月1日から、労働安全衛生法第60条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、これまで対象外になっていた「食品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種が追加され、新たに職長等に対する安全衛生教育の対象になりました。

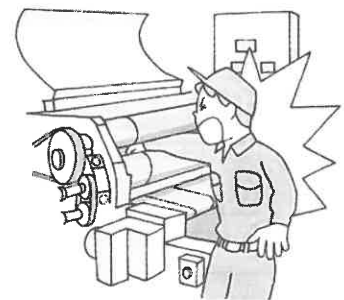
なお、名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加(労働安全衛生法第57条第1項、同法第57条の2第1項、令別表第9関係)については、同法第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示(ラベル表示)、同法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知(安全データシート(SDS)の交付)及び同法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメントの実施等)を行わなければならない化学物質等として令別表第9に234物質を追加し、これらの措置は令和6年4月1日から施行されることとなります。

茨城労働局管内でも、作業者が製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の作業において、運転中の動力機械等にはさまれ、巻き込まれる労働災害が多く発生しています。

この労働災害を防止するためには、トラブル処理等を実施する際に製造・取扱設備の運転を確実に停止させる等の措置を講ずることが特に重要であり、職場でも、具体的な安全作業の決定や作業を行う労働者を直接指導、監督する立場にある職長等の役割が極めて重要になっています。

安全管理者等の労働災害防止のための業務に従事する方が、その職務を的確に行い、事業場の安全衛生水準の向上を図るためには、初任時に必要な教育を受けるとともに、その後も概ね5年ごとに労働災害の動向や技術の進展等を踏まえて、能力の向上を図っていくことが必要とされています。

厚生労働省では、労働安全衛生法第19条の2に基づく「能力向上教育に関する指針」(平成元年5月22日付け公示第1号)を公表しておりますので、事業者の皆様におかれましては、今回、職長教育等の対象業種が拡大され、運転中の動力機械等によるはさまれ、巻き込まれ災害が多く発生していることを踏まえて、能力向上教育の重要性をご理解いただき、事業場での労働災害を防止するため、事業場内で教育を実施する、もしくは団体等が主催する教育の場に参加させる等、能力向上教育の積極的な実施にご協力いただくようお願いします。



(資料出所：職場の安全サイト)

(お問合せ先) 茨城労働局労働基準部 健康安全課 (電話:029-224-6215)

※「就活セクハラ」: 就活生等に対するセクシュアルハラスメントのことをいいます

NO! 就活 セクシュアルハラスメント 許されません!

このような行為は

- 食事やデートへの執拗な誘い
- 性的な事実に関する質問
- 性的な関係の強要
- 不必要な身体への接触
- 拒否等したことによる不利益取扱い(採用差別・内定取消等)
- 性的冗談やからかい

このような場面で起きています!

正式な採用活動の場だけでなく、インターンシップへの参加、リクレーターと会ったときやOB・OG訪問等の場においても問題となっています。

セクハラ行為を受けたのはどのようなときでしたか	全体	男性	女性
インターンシップに参加したとき	34.1	32.3	35.9
企業説明会やセミナーに参加したとき	27.8	34.7	21.4
就職採用面接を受けたとき	19.2	21.0	17.6
内々定を受けたとき	13.7	19.4	8.4
内々定を受けた後	12.9	12.9	13.0
リクレーターと会ったとき	12.5	13.7	11.5
志望先企業の従業員との酒宴の場	11.8	9.7	13.7
SNSや就活マッチングアプリを通じて志望先企業の従業員とやりとりや相談等を行っていたとき	7.5	5.6	9.2
大学のOB/OG訪問のとき	5.9	8.9	3.1
その他	1.2	0.0	2.3

行為者は採用の担当者ではありません!

企業においては採用活動を適切に管理したり、インターンシップ受入れ部署等を含めて労働者への周知や研修等により就活セクハラの未然防止に努めましょう。

セクハラ行為を行ったのは誰でしたか	全体	男性	女性
インターンシップで知り合った従業員	32.9	29.0	36.6
採用面接担当者	25.5	25.8	25.2
企業説明会の担当者	24.7	35.5	14.5
大学のOB/OG訪問を通じて知り合った従業員	17.6	16.9	18.3
学校・研究室等へ訪問した従業員、リクレーター	12.5	16.9	8.4
SNSや就活マッチングアプリを通じて志望先企業の従業員	12.2	13.7	10.7
志望先企業の役員	11.0	8.9	13.0
その他	1.2	0.0	2.3

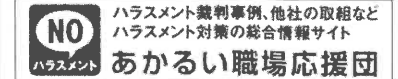
資料出所: 令和3年4月30日厚生労働省発表 『職場のハラスメントに関する実態調査報告書』(令和2年度厚生労働省委託事業)

男女雇用機会均等法では、事業主に対し職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策を講ずることが義務付けられています!

男女雇用機会均等法第11条の2における事業主及び労働者に対するセクシュアルハラスメント防止に関する責務規定の趣旨を踏まえ、セクハラ防止指針7には、職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際には、事業主が就職活動中の学生を含む求職者やインターンシップを行っている者等(以下「就活生等」といいます。)についても、同様の方針を併せて示すことが望ましいこと、職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、就活生等についても、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいことなどが規定されています。

【お役立ち情報】 サイトQRコード▶

セクハラも含めたハラスメントについて、研修資料・対応事例・解説動画等の情報を総合的に発信している特設サイトです。是非ご活用ください。



<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



家内労働者(内職)に発注する 委託者 の皆様へ

ご存知ですか? 「委託状況届」

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、今なお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定および周知、安全衛生の措置などのさまざまな施策を推進しています。

家内労働法第26条(家内労働法施行規則第23条)により、家内労働の委託者は、毎年4月1日現在の委託状況について、4月末までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した「委託状況届」を、所在地を管轄する労働基準監督署に提出しなければなりません(新たに家内労働者に業務を発注し委託者となった場合は遅滞なく提出する必要があります)。

委託者の皆様は、忘れずに4月30日までに提出してください。

茨城労働局長殿 委託状況届 年 4 月 1 日 現在

Table with 7 main columns: 委託者の所在地・名称・代表者職氏名, 委託の有無(※), 委託者の区分, 委託地域, 代理人数, 事業の内容(主要な生産品), 委託業務の内容. Includes sub-sections for 家内労働者数 and 補助者数 with gender and job type breakdowns.

記入上の注意 ※ 「2委託なし(内職等家内労働者なし)」又は「3今はないが今後見込みあり」の場合は、以降の項目は記入不要です。
太線枠内部分は、法定外記載事項ですが、家内労働の状況を把握するうえで重要な資料としておりますのでご記入をお願いします。
1 製造・販売業者とは、製造、加工等又は販売を業とする者をいいます。
2 請負業者とは、注文者に対し作業の完成について財産上及び法律上のすべての責任を負い、これを自己の名において他人に委託することを業とする者をいいます。...

Table with 2 main columns: 業務の種類, 補助者数(人). The second column is further divided into 家内労働者数(人) and 補助者数(人), each with sub-columns for 男 and 女, and 専業, 内職, 副業.

様式は、「茨城労働局のホームページ」からダウンロードできます。

詳細は、茨城労働局 賃金室 TEL029-224-6216 にお問い合わせください。

受験準備講習会の開催について

令和5年度免許試験の茨城地区出張特別試験は、来たる9月2日(土)つくば市(会場つくば国際会議場)において実施されることになりました。

当連合会等におきましては、下記により**受験準備講習会**を開催いたしますので、ご案内申し上げます。講習の内容は、受験者の立場に立ち、過去の出題傾向から、試験科目の解説を行い、合格のための講習を行いますので、ふるってご参加下さいませようご案内申し上げます。

科目	開催日	会場	受講料	テキスト代
第一種衛生管理者 〔各3日間〕	6月12日(月)・13日(火)・14日(水)	ポリテクセンター茨城※1	(会 員) 15,730 (非 会 員) 16,830	7,040(3冊1組)
	6月21日(水)・22日(木)・23日(金)	中央安全衛生教育センター※2		
	7月12日(水)・13日(木)・14日(金)			
	7月26日(水)・27日(木)・28日(金)			
直前講習 (模擬試験)	8月 1日(火)	中央安全衛生教育センター※2	(会 員)①7,700 (割引価格)②4,950 (非 会 員)①8,800 ②6,050	

①今回の直前講習だけを受ける方。②R4.6以降に第一種衛生管理者の準備講習会を受講された方。

科目	開催日	会場	受講料	テキスト代
第二種衛生管理者 〔2日間〕	7月 4日(火)～ 5日(水)	中央安全衛生教育センター※2	(会 員) 10,450 (非 会 員) 11,550	4,840(3冊1組)
ガス溶接作業主任者 〔2日間〕	6月28日(水)～29日(木)	茨城県産業会館※3	(会 員) 10,450 (非 会 員) 11,550	1,760(1冊のみ)
エックス線作業主任者 〔2日間〕	6月26日(月)～27日(火)	茨城県産業会館※3	(会 員) 10,450 (非 会 員) 11,550	7,543(2冊1組)

詳しくは、(一社)茨城労働基準協会連合会 電話 029-225-8881まで、お問合せください。

※1 ポリテクセンター茨城 所在地:常総市水海道高野町591 ※2 中央安全衛生教育センター 所在地:水戸市渋井町堺橋263-1
※3 茨城県産業会館 所在地:水戸市桜川2-2-35

第483回KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会のご案内

今般、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターにおいては、標記の研修会を下記により行うこととなりましたのでご案内申し上げます。

本研修会は、労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するために、ゼロ災運動、危険予知訓練を中核となって推進するKYT(危険予知訓練)トレーナーを養成することを目的として開催されるものです。

ゼロ災職場実現のために、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

- 開催日 令和5年7月27日(木)～7月28日(金)
- 場 所 ワークヒル土浦(土浦市木田余東台4-1-1)
- 対象者 現場におけるゼロ災運動・KY活動の推進者、トレーナーとなる管理監督者、安全スタッフ等
- 内 容 指差し呼称、基礎4ラウンド法、1人4RKYT、ゼロ災チームミーティング
- 参加費 参加費にはテキスト代、昼食代、消費税が含まれています。

区 分	料 金	割引料金
中災防賛助会員	34,650円	24,225円
一 般	38,500円	26,950円

※受講料の割引料金が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ、労災保険の適用事業場です。(上記要件を確認するため、お申込の際に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」の写しを提出いただくことになります。)

- お申込先・お問合せ先
中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター TEL 03-5484-6701 **FAX 03-5484-6704**
(お申込用紙は、中災防HPからダウンロードしてください。)
- 定 員 24名 (先着順、定員になり次第申込を締め切ります。)

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

地域産業保健センターの御案内

小規模事業場(労働者50人未満)の事業者、労働者を対象に労働安全衛生法で定められた保健指導など、以下の産業保健サービスを提供しています。ぜひ御利用ください。

- 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

名称	対象地域	連絡先
水戸地域 産業保健センター	水戸市、ひたちなか市、那珂市、 笠間市、茨城町、大洗町、城里町、 東海村	T E L 029-305-9911 F A X 029-305-9910 E-mail tisanpo@mito-med.or.jp
県北地域 産業保健センター	日立市、高萩市、北茨城市	T E L 0294-33-0058 F A X 0294-36-3508 E-mail kenhoku@ibarakis.johas.go.jp
土浦地域 産業保健センター	土浦市、石岡市、つくば市、 かすみがうら市、小美玉市、阿見町	T E L 029-875-6057 F A X 029-875-6081 E-mail tsuchi@ibarakis.johas.go.jp
県西地域 産業保健センター	筑西市、結城市、下妻市、桜川市、 八千代町	T E L 0296-25-3334 F A X 0296-25-3334 E-mail kenseisanpo@ibarakis.johas.go.jp
古河地域 産業保健センター	古河市、境町、五霞町	T E L 0280-23-0333 F A X 0280-23-0333 E-mail koga@ibarakis.johas.go.jp
太田地域 産業保健センター	常陸太田市、常陸大宮市、大子町	T E L 0294-70-1155 F A X 0294-70-1156 E-mail ota@ibarakis.johas.go.jp
常総地域 産業保健センター	常総市、坂東市、守谷市、 つくばみらい市	T E L 0297-22-2421 F A X 0297-22-2431 E-mail joso@ibarakis.johas.go.jp
県南地域 産業保健センター	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 稲敷市、利根町、河内町、美浦村	T E L 0297-79-1066 F A X 0297-79-1068 E-mail kennan@ibarakis.johas.go.jp
鹿行地域 産業保健センター	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、 鉾田市	T E L 0299-90-3440 F A X 0299-90-3441 E-mail shcak@isis.ocn.ne.jp

県内の労働災害発生状況速報 (令和5年2月末現在)

業種別		令和4年	前年同期
計		(30) 4,992	(22) 3,449
製造業		(8) 916	(3) 879
鉱業		(1) 8	(0) 6
建設業		(12) 401	(7) 384
内訳	土木	(4) 118	(1) 84
	建築	(5) 204	(6) 235
	その他	(3) 79	(0) 65
運輸交通業		(4) 418	(2) 412
貨物取扱業		(0) 51	(0) 54
農林業		(0) 59	(1) 59
畜産水産業		(0) 103	(2) 139
商業		(1) 454	(3) 476
その他		(4) 2,582	(4) 1,040

(注) ()内は、死亡者で内数

令和5年死亡災害発生状況

2月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
2月 11～12時	作業員・技能者 30歳代 2年	木材伐出業	転倒	被災者2名はクローラー式高所作業車先端のバケット(定格荷重200キロ)に乗り、チェーンソーで高さ約10メートルの樹木の枝払いをしていたところ、高所作業車が後方に倒れ、バケットから投げ出された2名はコンクリート地面に落下し、死亡した。
	作業員・技能者 40歳代 10年		高所作業車	
2月 2～3時	貨物自動車 運転者 60歳代 47年	一般貨物 自動車運送業	墜落・転落	飼料運搬車(最大積載量7850kg、高さ348cm)のタンクに上り、蓋を閉めていたところ、何らかの理由で墜落し、死亡した。
			トラック	
2月 16～17時	その他の職種 20歳代 2年	保険業	交通事故	営業先へ向かうため、社有車(普通乗用車)で片側1車線の道路を走行中、対向車線を走行していた移動式クレーンと正面衝突した。
			乗用車・バス・ バイク	

講習会のご案内(令和5年4月中旬~5月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
4/17~18・19・20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/25~26・27・28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/22~23・24・25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
4/26~27	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
5/9~10	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/13~14	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
5/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
鉛作業主任者		
5/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
4/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
5/13~14	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
玉掛け		
4/17~18・19・20	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/11~12・13	常総市石下総合福祉センター (常総市)	常総協会
5/16~17・20・27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
5/17~18・20・21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
プレス機械作業主任者		
5/8~10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転(学科)		
5/9	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会・水戸協会
5/9	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
5/9	常総市石下総合福祉センター (常総市)	常総協会
5/10	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
5/12	平成館 (古河市)	古河協会
5/12	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/25	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
ショベルローダー等運転		
5/16	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
床上操作式クレーン運転		
5/11~12・13	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
5/11~12・13	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
5/19~20・21	平成館 (古河市)	古河協会
小型移動式クレーン運転		
4/20~21・23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
4/20~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/26~27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/11~12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
5/22~23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/25~26	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
5/30~31	常総市石下総合福祉センター (常総市)	常総協会

特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
4/15	平成館 (古河市)	古河協会
4/27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
アーク溶接等の業務		
5/20~21	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
5/25~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
5/27~28	平成館 (古河市)	古河協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
5/9~10・11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/11~12	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/17~18・20	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
酸素欠乏・硫化水素危険作業		
4/21	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
職長教育		
4/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/17~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
4/22~23	平成館 (古河市)	古河協会
4/24~25	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/17~18	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
5/18~19	常総市石下総合福祉センター (常総市)	常総協会
5/31~6/1	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
5/29~31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理責任者教育		
5/26	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
4/15	平成館 (古河市)	古河協会
4/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
5/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478